

# 「都市維持建設税法」が9月1日正式発効－注視すべき実務上の主な留意点

2021年8月  
第20号

## 概要

2020年8月11日、第13回人民代表大会常務委員会第21次会議により「中華人民共和国都市維持建設税法」(以下、「都市維持建設税法」)が可決されました。都市維持建設税法は、2021年9月1日より施行され、現行の「中華人民共和国都市維持建設税暫定条例」(以下、「暫定条例」)に取って代わりました。

PwCは過去の「中国税務ニュースフラッシュ」<sup>2</sup>の中で、都市維持建設税法の主な変更点と要点、および明確化が期待される問題点を紹介しました。2021年8月末、「財政部・国家税務総局の都市維持建設税の課税標準の確定弁法等事項に関する公告」<sup>3</sup>(財政部・国家税務総局公告[2021]28号、以下、「28号公告」)と「国家税務総局の都市維持建設税の徴収管理関係事項に関する公告」<sup>4</sup>(国家税務総局公告[2021]26号、以下、「26号公告」)が正式に公布され、都市維持建設税及び教育費付加、地方教育費付加の課税標準と徴収管理等が規定されたことで、一部の未解決となっていた問題を明確にしました。

本号の「中国税務ニュースフラッシュ」では、公告規定及び現在の徴収管理における実務上の取扱いに基づき、都市維持建設税法の正式施行後における実務上の留意点を簡単に整理し、弊社の見解をご案内いたします。

## 詳細

### 実務上の留意点 1: 中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に係る都市維持建設税取扱いの明確化

#### 現行の暫定条例下の取扱い

都市維持建設税は、納税者が法により実際に納付する増値税、消費税の税額を課税標準とします。

財税字[1985]69号通達第3条では、税関が輸入製品に対し代理徴収する産品税及び増値税については、都市維持建設税を徴収しないことが明確に規定されていました。一方、労務・サービス・無形資産の中国国内への輸入について、現行の暫定条例では、都市維持建設税を徴収しない旨の明確な規定はありませんでした。実務上、中国国内の購入者は通常、中国国外への対価支払い時に中国国外企業及び個人のために増値税を源泉徴収し、且つ同時に都市維持建設税等の付加費も源泉徴収しています。

## 都市維持建設税法の規定

都市維持建設税法第3条では、輸入貨物または中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に際して納付する増値税及び消費税の税額に対し、都市維持建設税を徴収しないと規定されています。同時に、第8条では、都市維持建設税の源泉徴収義務者は、増値税及び消費税の源泉徴収義務を負う企業と個人であり、増値税及び消費税を源泉徴収する際に都市維持建設税も源泉徴収するものと規定されています。これらの規定より、中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に際して、中国国内購入者が増値税の源泉徴収と同時に、都市維持建設税の源泉徴収も行う義務があると解釈される余地もあると考えることができます。このように、都市維持建設税法の中で矛盾が生じるような記載が見受けられました。

## 26号公告及び28号公告規定の公布

都市維持建設税法の補足として、28号公告第1条では、都市維持建設税の課税標準である実際に納付する増値税及び消費税の税額とは、納税者が増値税及び消費税関係法律規定と税收政策に基づき、計算し納付しなければならない増値税及び消費税の税額(輸入貨物または中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に際して納付する増値税及び消費税の税額を除く)を指すことが明確にされました。

同時に、26号公告でも、増値税の源泉徴収と同時に納付される都市維持建設税のうち、中国国外企業と個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に際して源泉徴収される増値税のケースは含まれないと言及されました。

以上より、都市維持建設税法の施行後、輸入貨物または中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に際して納付する増値税及び消費税(該当する場合のみ)については一律、都市維持建設税を納付する必要がなくなります。

なお、都市維持建設税法第3条に規定されている都市維持建設税の非課税対象には、中国国外企業及び個人による中国国内での不動産販売が含まれていません。増値税関係法規に照らし合わせると、中国国外企業及び個人が中国国内における不動産を販売する場合、引き続き増値税及び都市維持建設税等の付加費を納付する必要がある点にご留意ください。

## 実務上の留意点 2: 免除及び控除税額に対する都市維持建設税徴収の明確化

免除及び控除増値税額が都市維持建設税の課税標準であるか否かについて、国家税務総局から過去に公布された生産型輸出企業に対する財税[2005]25号通達(以下、「25号通達」)では、国家税務局の正式な審査を経た当期の免除及び控除増値税額を都市維持建設税と教育費付加、地方教育費付加の課税範囲に含め、各々の規定の料率により都市維持建設税と教育費付加、地方教育費付加を徴収することが規定されていました。そのため、生産型輸出企業は従来、25号通達により都市維持建設税と教育費付加、地方教育費付加を徴収をしていましたが、クロスボーダーサービス等のその他企業の免除及び控除税額を都市維持建設税の課税標準に含めるか否かについては、関係法律規定では従来、明文化されていませんでした。現在、各地における実務上の取扱いは統一されていません。

一方、28号公告第1条では、都市維持建設税法の施行後、増値税の免除及び控除税額に対し都市維持建設税を徴収しなければならないことが明文化されました。

「法により実際に納付する増値税及び消費税の税額とは、納税者が増値税及び消費税関係法律規定と税收政策に基づき、計算し納付しなければならない増値税及び消費税の税額(輸入貨物または中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に際して納付する増値税及び消費税の税額を除く)に、増値税の免除及び控除税額を加えた上、直接減免された増値税及び消費税の税額と期末留保税額のうち還付された増値税額を控除した後の金額を指す。」

そのため、都市維持建設税法及び28号公告の施行(即ち、2021年9月1日)後、一部の省及び市における都市維持建設税の課税標準は変更される可能性があります。

なお、26号公告第3条でも、免除及び控除増値税額に対する都市維持建設税の納税義務発生時期が以下のように規定されています。

「増値税の免除及び控除税額に対し徴収する都市維持建設税について、納税者は税務機関が免除及び控除税額を承認した後の次の納税申告期間内に主管税務機関に対し申告納付しなければならない。」

現在の実務上、増値税の免除及び控除税額に対し都市維持建設税を徴収している省及び市では、企業による申告の時期に対し異なる要求をしています。一部の省及び市では、納税者が増値税の免除及び控除税額を申告した当月に都市維持建設税と教育費付加、地方教育費付加の申告を要求していますが、他の一部の省及び市では、翌月の申告を要求しています。2021年9月1日以降、一部の企業では、免除及び控除税額に対する都市維持建設税の申告時期が変更される可能性があります。

### 実務上の留意点 3: 教育費付加、地方教育費付加の課税標準が都市維持建設税と一致することの明確化

都市維持建設税と同様に、教育費付加、地方教育費付加も納税者が実際に納付する増値税及び消費税の税額を課税標準とします。しかし、都市維持建設税法の公布後、「教育費付加を徴収する暫定規定」は都市維持建設税の課税標準の変更に伴う改正が未だ行われていませんでした。都市維持建設税法の施行後、上記の実務上の留意点 1 と 2 に述べている都市維持建設税の政策変更が、教育費付加、地方教育費付加の課税標準にも影響を及ぼすことが明確にされました。

28号公告では、「教育費付加、地方教育費付加の課税標準は、都市維持建設税の課税標準と一致する」と徴収規定が明文化されました。即ち、輸入貨物または中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に対し都市維持建設税を徴収しないと同時に、教育費付加、地方教育費付加も徴収しないが、増値税の免除及び控除税額に対しては都市維持建設税を徴収すると同時に、教育費付加、地方教育費付加も徴収する必要があります。このような課税関係は、現行の増値税申告システムにおける取扱いと合致しています。

### 実務上の留意点 4: 都市維持建設税の適用税率の変更

現行の暫定条例と都市維持建設税法に基づき、都市維持建設税の税率は、納税者所在地によりそれぞれ 1%、5%または 7%として規定されます。納税者所在地とは、納税者の住所地または納税者の生産経営活動に関係するその他住所を指し、具体的な住所は省、自治区、直轄市により定義されることとなります。

一部の省及び市は、納税者所在地を如何に定義するかをさらに明確にするため、地方独自の規定を公布もしくは起案しています。都市維持建設税法及び地方規定によれば、納税者所在地に変更が生じた場合、もしくは納税者所在地区の行政区画に変更が生じた場合、都市維持建設税の適用税率も対応して変更されることとなります。企業においては、現地の都市維持建設税率の変更可能性及び税負担への影響に留意する必要があります。

---

## 具体的な計算例

中国に所在する日系企業で特に製造業を営む場合、日本本社へロイヤリティに関する海外送金が発生するケースが多いと認識しています。これに関して、例えば都市維持建設税法の施行前については、税抜価格 10,000 元のロイヤリティを送金する場合には、日本本社が税金を負担することを前提として、増値税(税率 6%)として 600 元を源泉徴収する必要がありますが、その増値税を課税標準として算定した 72 元の都市維持建設税、教育費付加、地方教育費付加(税率を増値税の 12%として試算)を源泉徴収していました。ただし、都市維持建設税法の施行後は、この都市維持建設税、教育費付加、地方教育費付加の源泉徴収義務がなくなり、結果として税金コストが低減されることとなります。

なお、一部地域において都市維持建設税の税率が変更されている(例えば、上海自由貿易区の都市維持建設税の税率は以前の 1%から 5%まで上昇している)ため、都市維持建設税の税率については最新のものを確認したうえで、影響を精査する必要がある点についてご留意ください。

---

## 要点

都市維持建設税法の施行に伴い、企業は、都市維持建設税法の正式施行後にもたらされる可能性のある実務上の変化に注目する必要があります。PwC は、企業が税務機関と事前にコミュニケーションを取り、地方における実務上の取扱いを確認することを提案いたします。なお、都市維持建設税は増値税及び消費税の税額を課税標準とすることに照らし、増値税及び消費税の立法が「国務院 2021 年度立法活動計画」に含まれていることもあり、今後の増値税及び消費税の関係規定及び徴収管理が、都市維持建設税にも影響を与えると考えられます。企業においては、その状況に引き続き注目し、影響額を計算し、業務モデルを設計し、且つ適時に税務専門家からの協力を求めることを推奨します。

---

## 注釈

1. <<中華人民共和国都市維持建設税法>>  
[http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202008/t20200812\\_3566258.htm](http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202008/t20200812_3566258.htm)
2. 2020年第23号<<都市維持建設税、契稅立法の主な変化点および注目点>>をご参照ください。  
<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2020q3/chinatax-news-aug2020-23.pdf>
3. <<財政部・国家稅務總局の都市維持建設税の課税標準の確定弁法等事項に関する公告>>(財政部・国家稅務總局公告[2021]28号)  
[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202108/t20210825\\_3747865.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202108/t20210825_3747865.htm)
4. <<国家稅務總局の都市維持建設税の徴収管理關係事項に関する公告>>(国家稅務總局公告[2021]26号)  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c5168590/content.html>

---

## お問い合わせ

---

本稿で取り上げたトピックについてのご質問・お問い合わせは、以下の担当者までご連絡ください。

### PwC税務およびビジネスコンサルティングチーム

黄佳

PwC中国税務担当パートナー

+86 (21) 2323 3029

elton.huang@cn.pwc.com

陳志希

PwC中国華北税務担当パートナー

+ 86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

李尚義

PwC中国華南および香港地区税務担当パートナー

+86 (755) 8261 8899

charles.lee@cn.pwc.com

莊子男

PwC中国税務マーケット担当パートナー

+86 (21) 2323 2580

spencer.chong@cn.pwc.com

任穎麟

PwC中国華中税務担当パートナー

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏

PwC中国華南税務担当パートナー

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

### PwC間接税サービスチーム

李軍

中国大陸および香港地区間接税サービス担当パートナー

+86 (21) 2323 2596

robert.li@cn.pwc.com

#### 華北

張蓉

PwC中国間接税サービスパートナー

+86 (10) 6533 3397

linda.r.zhang@cn.pwc.com

#### 華中

馬驍俊

PwC中国間接税サービスパートナー

+86 (21) 2323 3743

michael.ma@cn.pwc.com

王君

PwC中国間接税サービスパートナー

+86 (21) 2323 1095

justin.ja.wang@cn.pwc.com

呂韵璐

PwC中国間接税サービスパートナー

+86 (21) 2323 3206

yolanda.lv@cn.pwc.com

李慧嵩

PwC中国間接税サービスパートナー

+86 (21) 2323 2895

lisa.hs.li@cn.pwc.com

#### 華南および香港

湯蘊賢

PwC中国間接税サービスパートナー

+86 (755) 8261 8273

winnie.tang@cn.pwc.com



## 全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwccn.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾は含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は2021年7月15日現在の情報にもとづき編集作成されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお、日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合には、中国語版に依拠してください。

本稿は中国および香港の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポールおよび台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは、良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、または思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、および専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。:

馬龍  
:+86 (10) 6533 3103  
[long.ma@cn.pwc.com](mailto:long.ma@cn.pwc.com)

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト <http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

# [www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

©2021 PwC 著作権所有。PwC の許可無く配布することを禁じます。PwC とは、PwC ネットワークの中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC ネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください。 [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)  
各メンバーファームは独立した別個の法人であり、その他メンバーファームの作為または不作為について責任を負いません。

# 《城建税法》9月1日正式生效， 实施要点需重点关注

二零二一年八月  
第二十期

## 摘要

2020年8月11日，第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十一次会议通过了《中华人民共和国城市维护建设税法》<sup>1</sup>（以下简称《城建税法》）。《城建税法》于2021年9月1日起生效，取代现行的《中华人民共和国城市维护建设税暂行条例》（以下简称《城建税条例》）。

普华永道在往期《中国税务/商务新知》<sup>2</sup> 中介绍了《城建税法》的主要变化和要点，以及尚待明确的问题。2021年8月底，《财政部、税务总局关于城市维护建设税计税依据确定办法等事项的公告》<sup>3</sup>（财政部、税务总局公告[2021]28号，28号公告）和《国家税务总局关于城市维护建设税征收管理有关事项的公告》<sup>4</sup>（国家税务总局公告[2021]26号，26号公告）正式发布，对城建税及附加税费的计税依据、征收管理等作出规定，进一步明确了部分未决问题。

本期《中国税务/商务新知》将结合公告规定及目前征管中的实践操作，梳理《城建税法》正式生效后的实施要点，并分享观察和建议。

## 详细内容

### 实施要点一：境外单位和个人向境内销售劳务、服务、无形资产的城建税处理

#### 现行《城建税条例》下的处理

城建税以纳税人依法实际缴纳的增值税、消费税税额为计税依据。

财税字[1985]69号文第三条明确规定：海关对进口产品代征的产品税、增值税，不征收城市维护建设税。但对于进口劳务、服务、无形资产的情形，在现行《城建税条例》下未有文件明确该类情形可不征收城建税。实践中，境内购买方一般会在对外支付价款时为境外单位和个人代扣代缴增值税，并同时代扣代缴城建税等附加税费。

#### 《城建税法》的规定

《城建税法》第三条规定，对进口货物或者境外单位和个人向境内销售劳务、服务、无形资产缴纳的增值税、消费税税额，不征收城建税。同时，第八条仍规定，城建税的扣缴义务人为负有增值税、消费税扣缴义务的单位和个人，在扣缴增值税、消费税的同时扣缴城建税。那么这是否意味着境外单位和个人向境内销售劳务、服务、无形资产，境内购买方在扣缴增值税的同时仍然负有城建税的扣缴义务呢？

## 公告规定

28 号公告第一条明确，城建税的计税依据为依法实际缴纳的两税税额，是指纳税人依照增值税、消费税相关法律法规和税收政策规定计算的应当缴纳的两税税额（不含因进口货物或境外单位和个人向境内销售劳务、服务、无形资产缴纳的两税税额）。

同时，26 号公告也提及，代扣代缴增值税同时缴纳城建税，不含因境外单位和个人向境内销售劳务、服务、无形资产代扣代缴增值税的情形。

综上，《城建税法》实施后，进口货物或境外单位和个人向境内销售劳务、服务、无形资产缴纳的增值税和消费税（如有），统一不再需要缴纳城建税。

同时需注意的是，《城建税法》第三条规定的不征收城建税情形并未涵盖境外单位和个人向境内销售不动产的情形。结合增值税相关法规，境外单位和个人销售位于境内的不动产时，仍应缴纳增值税及城建税等附加税费。

### 实施要点二：明确免抵税额应计征城建税

关于免抵税额是否是城建税的计税依据，国家税务总局曾针对生产型出口企业发布了财税[2005]25 号文（以下简称“25 号文”）。该文规定，经国家税务局正式审核批准的当期免抵增值税税额应纳入城市维护建设税和教育费附加计征范围，分别按规定税(费)率征收城市维护建设税和教育费附加。因此，生产型出口企业一直按 25 号文执行，而跨境服务等其他企业免抵税额是否计入城建税的计税依据一直未有相关法规明确。目前，实践中各地执行口径不尽相同。

然而，28 号公告第一条明确在《城建税法》生效后，增值税免抵税额应计征城建税：“依法实际缴纳的两税税额，是指纳税人依照增值税、消费税相关法律法规和税收政策规定计算的应当缴纳的两税税额（不含因进口货物或境外单位和个人向境内销售劳务、服务、无形资产缴纳的两税税额），**加上增值税免抵税额**，扣除直接减免的两税税额和期末留抵退税退还的增值税税额后的金额。”

因此，《城建税法》及 28 号公告生效（即 2021 年 9 月 1 日）后，部分省市的城建税征收依据可能会相应发生变化。

此外，26 号公告第三条也规定了免抵税额征收城建税的纳税义务发生时间：“对增值税免抵税额征收的城建税，纳税人应在税务机关核准免抵税额的下一个纳税申报期内向主管税务机关申报缴纳。”

目前的实践操作中，增值税免抵税额征收城建税的省市对企业申报的时点有不同要求，有些省市要求纳税人在申报增值税免抵税额的当月申报城建税和（地方）教育费附加，而有些省市则要求次月。在 2021 年 9 月 1 日之后，部分企业可能需要修改免抵税额的城建税申报时间。

### 实施要点三：明确教育费附加、地方教育费附加计征依据与城建税一致

与城建税类似，教育费附加、地方教育费附加也以纳税人实际缴纳的增值税、消费税税额为计征依据。而《城建税法》出台后，《征收教育费附加的暂行规定》尚未根据城建税计税依据的变化进行修订。**《城建税法》生效后，上述实施要点一、二所述城建税政策变化，是否也会影响到教育费附加、地方教育费附加的计征依据？**

28 号公告给予了明确的征收口径：“**教育费附加、地方教育附加计征依据与城市维护建设税计税依据一致**”，即针对进口货物或者境外单位和个人向境内销售劳务、服务、无形资产不征收城建税的同时，也不征收教育费附加、地方教育费附加，而对增值税免抵税额计征城建税的同时也应征收教育费附加、地方教育费附加。这与现行增值税申报系统中的自动勾稽关系是相符合的。

### 实施要点四：城建税适用税率的变化

按照现行《城建税条例》和《城建税法》，城建税税率按纳税人所在地不同按 1%、5%或 7%确定。“纳税人所在地”是指纳税人住所地，或者与纳税人生产经营活动相关的其他地点，具体地点由省、自治区、直辖市确定。

部分省市已出台或正在起草地方性法规进一步明确如何确定“纳税人所在地”。若根据《城建税法》及地方性法规，纳税人所在地发生变化，或者纳税人所在地区的行政区划发生变化，城建税适用税率可能也会随之变化。建议企业关注当地城建税税率可能的变化及对税负的影响。

---

## 具体例

在中国的日企，特别是制造业日企中，经常会发生向日本总部支付特许权使用费的情况。针对以上安排，在实施《城市维护建设税法》之前，假设汇出税后1万元人民币的特许权使用费，在日本总部承担税款的前提下，中国公司需要代扣代缴600元增值税（税率为6%），以及与增值税对应的共计72元人民币的城市维护建设税、教育费附加及地方教育费附加（税率约为增值税的12%）。但是，在《城市维护建设税法》实施后，中国公司将不再有相关城市维护建设税、教育费附加、地方教育费附加的代扣代缴义务，从而将会使税收成本降低。

另外，还请留意由于部分地区适用城建税率发生了变化（如上海自由贸易区适用城建税率从原1%升至5%），建议贵司确认当地城建税率可能的变化及对税负的影响。

---

## 注意要点

随着《城建税法》的生效，企业应关注《城建税法》正式实施后可能带来的实践变化。普华永道建议企业与税务机关提前沟通以确认地方实践操作的口径。此外，鉴于城建税以增值税、消费税税额为计税依据，而增值税及消费税的立法亦在《国务院 2021 年度立法工作计划》中，后续增值税、消费税的相关规定及征管要求也将联动影响城建税的征纳。建议企业持续关注其进展，测算影响金额、规划业务模式，并适时寻求税务专业人士的协助。

---

## 注释

1. 《中华人民共和国城市维护建设税法》[http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202008/t20200812\\_3566258.htm](http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202008/t20200812_3566258.htm)
2. 请参见 2020 年第 23 期《城建税、契税立法主要变化及亮点》  
<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2020q3/chinatax-news-aug2020-23.pdf>
3. 《财政部、税务总局关于城市维护建设税计税依据确定办法等事项的公告》（财政部、税务总局公告[2021]28号）  
[http://szs.mof.gov.cn/zhengqefabu/202108/t20210825\\_3747865.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengqefabu/202108/t20210825_3747865.htm)
4. 《国家税务总局关于城市维护建设税征收管理有关事项的公告》（国家税务总局公告[2021]26号）  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c5168590/content.html>

---

## 与我们谈谈

---

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系：

### 普华永道税务及商务咨询团队

黄佳  
普华永道中国税务主管合伙人  
+86 (21) 2323 3029  
elton.huang@cn.pwc.com

庄子男  
普华永道中国税务市场主管合伙人  
+86 (21) 2323 2580  
spencer.chong@cn.pwc.com

陈志希  
普华永道中国北部税务主管合伙人  
+ 86 (10) 6533 2022  
rex.c.chan@cn.pwc.com

任颖麟  
普华永道中国中部税务主管合伙人  
+86 (21) 2323 2518  
alan.yam@cn.pwc.com

李尚义  
普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人  
+86 (755) 8261 8899  
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏  
普华永道中国南部税务主管合伙人  
+852 2289 5616  
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

### 普华永道间接税服务团队

李军  
中国内地及香港地区间接税服务主管合伙人  
+86 (21) 2323 2596  
robert.li@cn.pwc.com

#### 北部

张蓉  
普华永道中国间接税服务合伙人  
+86 (10) 6533 3397  
linda.r.zhang@cn.pwc.com

#### 中部

马骁俊  
普华永道中国间接税服务合伙人  
+86 (21) 2323 3743  
michael.ma@cn.pwc.com

吕韵璐  
普华永道中国间接税服务合伙人  
+86 (21) 2323 3206  
yolanda.lv@cn.pwc.com

王君  
普华永道中国间接税服务合伙人  
+86 (21) 2323 1095  
justin.ja.wang@cn.pwc.com

李慧嵩  
普华永道中国间接税服务合伙人  
+86 (21) 2323 2895  
lisa.hs.li@cn.pwc.com

#### 南部及香港

汤蕴贤  
普华永道中国间接税服务合伙人  
+86 (755) 8261 8273  
winnie.tang@cn.pwc.com



## 全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2021年8月30日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙  
电话: +86 (10) 6533 3103  
[long.ma@cn.pwc.com](mailto:long.ma@cn.pwc.com)

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com>或 <http://www.pwchk.com>

# [www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

© 2021 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。